

災 害 補 償 規 程 兼 給 付 表

証券番号 972 EB 176738 - 1

■災害補償規程

<p>第1条 (用語の定義) 別表1に記載された内容をいう。</p> <p>第2条 (本規程の目的) 本規程は、当該団体が主催する団体活動に参加中の被補償者が被った次の各号の傷病に対して、給付内容を定めることにより、傷病を被った参加者の救済を図ることを目的とする。 (1) 行事参加中の傷病 (2) 上記(1)の行事参加に係る往復途上の傷病</p> <p>第3条 (被補償者の範囲) 本規程は、当該団体が作成、保管する名簿に記載された被補償者で、第4条の保険契約で対象とする者に適用する。</p> <p>第4条 (保険契約および給付内容) (1) 当該団体は、本規程に基づく支給の原資を確保するために、引受保険会社をChubb損害保険株式会社とする団体総合補償制度費用保険契約を締結する。 (2) 本規程の支給項目および支給内容は上記(1)の保険契約内容とする。</p>	<p>第5条 (弔慰金等の給付による損害賠償の減免) 当該団体が弔慰金または障害一時金を給付したときは、当該団体は給付した金額を限度として、被補償者が当該団体に対して有する損害賠償の責を免れるものとする。</p> <p>第6条 (規程内容の継続) 当該団体が既に同様の規程(以下「既存規程」という)を発行して第4条の保険契約を締結していた場合、保険契約内容を変更しない限り、本規程は既存規程と同内容のものとする。</p> <p>第7条 (運営) 本災害補償規程は、当該団体の執行委員会を事務局として運営する。</p> <p>第8条 (発効日) 本規程は、特段の定めがない限り第4条の保険契約の保険始期日から効力を有する。</p>
---	--

以下余白

■保険契約

保 險 契 約 者	総合型地域スポーツクラブ スクスくクラブ		
保 險 種 類	団体総合補償制度費用保険		
付 帯 特 約	行事参加者補償制度費用保険特約		
保 險 期 間	2020年9月15日から2021年9月14日まで		
	傷 害	特 定 疾 病	
		(A)	(B)
災 害 死 亡 補 償	500.0 万円	500.0 万円	500.0 万円
後 遺 障 害 補 償	1 級 - 3 級	500.0 万円	500.0 万円
	4 級 - 6 級	350.0 万円	350.0 万円
	7 級 - 9 級	175.0 万円	175.0 万円
	1 0 級 - 1 2 級	50.0 万円	50.0 万円
	1 3 級 - 1 4 級	20.0 万円	20.0 万円
	障 害 手 当 金		50.0 万円
療 養 補 償	限度日数 180 日/入院日額	5,000 円	5,000 円
	限度日数 90 日/通院日額	2,000 円	2,000 円
往 復 途 上 の 補 償	補償対象	備 考	
そ の 他	特定疾病補償限定特約(熱中症・低体温症・脱水症のみ)あり		
引 受 保 険 会 社	Chubb損害保険株式会社		

(注) 保険金額が表示されていない保険金は、災害補償規程の支給項目としての対象になっておりません。

特定疾病による後遺障害補償給付金については、以下の通り適用します。

・業務上の災害を補償する労働者災害補償保険法等の災害補償制度における等級認定による場合… (A)

・(A) 以外の場合で、かつ、厚生年金保険法等の社会保障法令における等級認定による場合… (B)



■ 別表1 (用語の定義)

用語	定義
当該団体	第4条の保険契約の被保険者に該当する主催者
被補償者	第3条に定める者
傷病	以下の各項に該当するものをいう。 (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く)を含む。 ただし、天災危険補償対象外特約が付された場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波およびそれらの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故は除く。 (2) 「疾病」とは、以下のものをいう。 急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症(日射病および熱射病等)、低体温症、脱水症 ただし特定疾病補償対象限定特約が付された場合はその特約で限定された疾病に限る。
	以下の各項に該当する給付をいう。 (1) 「労働者災害補償保険法」、「国家公務員災害補償法」、「地方公務員災害補償法」、「公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度によって支給される障害に対する給付 (2) 「厚生年金保険法」、「国民年金法」、「国家公務員共済組合法」、「地方公務員共済組合法」のいずれか、またはその他の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付
入院	傷病の原因が生じた日からその日を含めて入院限度日数以内に、被補償者が傷病の治療を目的として入院することをいう。
手術	傷病の原因が生じた日からその日を含めて入院限度日数以内に、被補償者が傷病の治療を目的として別表の手術をすることをいう。
通院	傷病の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、被補償者が傷病の治療を目的として通院することをいう。
団体活動	被補償者が行事に参加するために主催者の指定する場所に集合したときから、主催者の管理下を離れたときまでをいう。ただし、以下に該当する場合は、「行事に参加中」とはみなさない。 ・行事開催日前に当該団体に行事参加の申し込みを行い、かつ当該団体保管の名簿に記載されることができなかった者の行事に参加するための往復路上・往復に要する通常の経路を逸脱または中断したとき以降
往復路上	自宅と団体活動をする場所との合理的な経路を往復する間をいう。

■ 別表2 (手術の種類)

対象となる手術	倍率	対象となる手術	倍率	対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術(単なる皮膚縫合は除く)		14. 角膜・強膜の手術		25. 腹部の手術	
(1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術(いずれも250㎡未満は除く)	20	(1) 角膜移植術	20	(1) 開腹術を伴うもの(腹腔鏡下によるものを含み、腹壁腫瘍切開術を除く)	40
(2) 癬癩拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術		(2) 角膜嚢孔閉鎖術	10	(2) 腹腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう)	10
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術(筋炎手術および抜釘術を除く)		(3) 強膜移植術	20	26. 尿路系、副腎、男子生殖器、女子生殖器の手術	
(1) 筋、腱、腱鞘の観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含む)	10	15. ぶどう膜、眼房の手術		(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く)	40
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術(抜釘術を除く)		(1) 観血的前房・虹彩異物除去術		(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術(いずれも経尿道的操作は除く)	20
(1) 四肢関節観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含む)	10	(2) 虹彩着着剝離術、瞳孔形成術	10	(3) 尿嚢観血手術(経尿道的操作は除く)	
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術		(3) 虹彩離断術		(4) 陰茎切断術	40
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術(抜釘術を除く)		(4) 緑内障観血手術(レーザーによる虹彩切除術は13.(2))	20	(5) 幸丸・副幸丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	
(1) 四肢骨観血手術	10	16. 網膜の手術		(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術(人工妊娠中絶術および経腔操作を除く)	20
(2) 骨移植術(四肢骨以外の骨を含む)	20	(1) 網膜復位術(網膜剥離症手術)		(7) 陰嚢閉鎖術	
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術(抜釘術を除く)		(2) 網膜光凝固術	20	(8) 造陰術	
(1) 四肢切断術、離断術(骨、関節の離断に伴うもの)	20	(3) 網膜冷凍凝固術		(9) 陰嚢形成術	
(2) 切断四肢再接合術(骨、関節の離断に伴うもの)		17. 水晶体、硝子体の手術		(10) 副腎摘出術	40
6. 指移植術		(1) 白内障・水晶体観血手術		(11) その他開腹術を伴うもの	
(1) 指移植手術	40	(2) 硝子体観血手術(顕微鏡下によるものを含む)	20	27. 上記以外の手術	
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術(抜釘術を除く)	10	(3) 硝子体異物除去術		(1) 上記以外の開頭術	
8. 脊柱、骨盤の手術(頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く)		18. 外耳、中耳、内耳の手術		(2) 上記以外の開胸術(腹壁腫瘍切開術を除く)	40
(1) 脊柱・骨盤観血手術(脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む)	20	(1) 耳後嚢孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道造設術	10	(3) 上記以外の開腹術(腹壁腫瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く)	
9. 頭蓋、脳の手術(抜釘術を除く)		(2) 観血の鼓膜・鼓室形成術	20	(4) 上記以外の開心術	
(1) 頭蓋骨観血手術(鼻骨および鼻中隔を除く)	20	(3) 乳突洞開放術、乳突閉鎖術	10	(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽喉、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術(検査および処置は除く)	10
(2) 頭蓋内観血手術(穿頭術を含む)	40	(4) 中耳根本手術	20		
10. 脊髄、神経の手術		(5) 内耳観血手術	20		
(1) 手指、足指を含む神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剝離術、移行術)	20	19. 鼻・副鼻腔の手術(抜釘術を除く)			
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40	(1) 鼻骨観血手術	10		
11. 涙嚢、涙管の手術		(2) 副鼻腔観血手術	20		
(1) 涙嚢摘出術		20. 咽喉、扁桃、喉頭、気管の手術			
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10	(1) 気管異物除去術(開胸術によるもの)	40		
(3) 涙小管形成術		(2) 喉(こ)頭形成術、気管形成術			
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術(抜釘術を除く)		21. 内分泌器の手術			
(1) 眼瞼下垂症手術	10	(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20		
(2) 結膜嚢形成術	10	22. 顔面骨、顎関節の手術(抜釘術を除く)			
(3) 眼窩フロアアウト(吹付け)骨折手術	20	(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く)	20		
(4) 眼窩骨折観血手術	20	23. 胸部、食道、横隔膜の手術			
(5) 眼窩内異物除去術	10	(1) 郭形成術	20		
13. 眼球・眼筋の手術		(2) 開胸術を伴う胸部手術(胸腔鏡下によるものを含み、胸壁腫瘍切開術を除く)、食道手術(開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む)、横隔膜手術	40		
(1) 眼球内異物摘出術	20	(3) 胸腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう)	10		
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10	24. 心、脈管の手術			
(3) 眼球摘出術	40	(1) 観血の血管形成術(血液透析用シャント形成術を除く)	20		
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40	(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸または開腹術を伴うもの)			
(5) 眼筋移植術	20	(3) 開心術	40		
		(4) その他開胸術を伴うもの			

「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいう。